

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある
 方の場合

手順1
7ページ
参照

手順2
8ページ
参照

手順3
13ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要があります。

明治・・「1」
大正・・「2」
昭和・・「3」
平成・・「4」

手順4
21ページ
参照

○黒字の場合…
100 円未満の端数を
切り捨てた金額（黒
字の金額が 100 円
未満の場合は「0」
を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又は「－」をつけてそのまゝの金額を記入します。

手順5
26ページ
参照

該当する事項がある方のみ記入
します。

手順5
26ページ
参照

還付される税金
がある方のみ言
入します。

○ 記載手順については、この記載例で示している「**平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用**」の該当ページを参照してください。

◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。

◎ 2 枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2 枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1 億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

Page 10 of 10

【第二表】

医療費控除は、 280,000 円－80,000 円＝100,000 円（※） となります。

（※） 4,899,127 円（所得金額の合計）×0.05＝244,956 円 …（A） （A）＞100,000 円

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用により、所得税の免税の対象となった所得金額については、医療費控除等の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

手順1
7ページ
参照

平成 30 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-XX-X
フリ氏 〇〇牧場 37歳 太郎

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		円	円

○ 雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

○ 特例適用条文等

措法 25

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事業務・程度・仕業の内容（専従者給与（控除）額）
国税 良子	XXXXXXXXXXXXXX	妻	49.4.27	12月 1,200,000

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	納税の義務（平成30年4月1日現在）	給付から差引き
国税 二郎	XXXXXXXXXXXXXX	子	21.6.1			

手順2
8ページ
参照

手順6
27ページ
参照

○ 事業専従者（扶養親族）の氏名・生年月日・続柄・従事業務・程度・仕業の内容（専従者給与（控除）額）

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事業務・程度・仕業の内容（専従者給与（控除）額）
国税 良子	XXXXXXXXXXXXXX	妻	49.4.27	12月 1,200,000

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	納税の義務（平成30年4月1日現在）	給付から差引き
国税 二郎	XXXXXXXXXXXXXX	子	21.6.1			

○ 事業所得、不動産所得、山林所得、雑所得、給与所得、退職所得、雑所得等

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

○ 扶養控除等の合計

扶養控除額の合計 1,200,000

手順3
13ページ
参照

事業専従者、同一生計配偶者や扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

【ご注意】

- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を確定申告書と一緒に提出してください。

【肉用牛の売却による所得の税額計算書】

計算書は[国税庁ホームページ](#)に掲載しています

肉用牛の売却による所得の税額計算書（兼確定申告書付表）

平成30年分

氏 名 国税太郎

提出用

この計算書は、農業を営む方が、次の①及び②の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法第25条の附則の適用を受ける場合に使用します。

① 家畜取引法に規定する家畜市場、② 家畜市場その他の特定の市場において売却した肉用牛

③ 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した当該1年末備の肉用牛

(注) 1. 肉用牛とは、①の牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び雄牛中以外のものが飼育した牛をいいます。

2. 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交納額に該当する場合には80万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には90万円未満）の肉用牛をいいます。

※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書B第一表の「収入金額等、損及び「所得金額」欄の農業の金額を「1. 申告書に記載する農業所得、損で計算し、申告書B第一表の「税金の計算」欄の第1項の記入が終わったら、「2. 課税総所得金額に対する税額の計算、損で、申告書B第一表の「税金の計算」欄の②に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

	④ 収入金額	⑤ 必要経費	⑥ 農業所得金額 (④-⑤)	所得金額 (⑥-⑦-⑧)
農業所得①	14,753,429	7,854,302		4,899,127
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得②	1,027,400	6,898,011		3,429,389
①-②	4,426,029	2,956,291		1,469,738

1. ④欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収入内訳書（農業所得用）」から転記します。

2. ⑤欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「④収入金額」欄の内訳には、免税対象飼育牛以外の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却価額が、500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を記入してください。

3. ⑥欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等、損及び「所得金額」欄の農業に転記してください。なお、④欄の金額が0円未満の場合であっても、損益計算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。

※ この特別の適用により所得額の算出となる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額（⑥欄の「所得金額」欄の金額）については、損益計算、繰越欠損金の繰越控除の計算や繰越欠損金繰越控除、繰越欠損金繰越控除、繰越欠損金繰越控除などの損益計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署にお尋ねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額①	14,550		申告書B第一表の「税金の計算」欄の①の金額を記入してください。
記 当 控 除②			申告書B第一表の「税金の計算」欄の②の金額を記入してください。
投資税額控除等③			申告書B第一表の「税金の計算」欄の③の金額を記入してください。
(未 定 率 改 善 等) 控 除 等 ④			申告書B第一表の「税金の計算」欄の④の金額を記入してください。
投資等寄附金等特別控除⑤			申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑤の金額を記入してください。
住宅取得等控除・被災等控除等⑥			申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑥の金額を記入してください。
農 業 所 得 税 額 (①-②-③-④-⑤-⑥)		14,550	
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等⑦			1. 申告書に記載する農業所得①欄の①の収入金額を記入してください。
⑦ × 5 %			
⑦ + ⑧		14,550	申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑧に記入してください。なお、外国税額控除を受ける方は別表第11に記入してください。

この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑧の金額の欄に「⑧」と書いてください。また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「特例25」を書いてください。

この付表は、申告書と一緒に提出してください。

決算書へ転記

住 所	〇〇市△△町X-X-X	業 種 名	畜 産 業	事務所 所在地	
フリガナ 氏 名	コザイ タロウ 国 税 太 郎	農 園 名	〇〇牧場	氏 名 (名称)	
		電 話 番 号	X-X-XXXX-XXXX	電 話 番 号	

損益計算書 (自 11 / 月 1 / 日至 12 / 月 31 / 日)

計算書から転記

- 1 -

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- ※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- ①10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
②10万円を超える場合は…10万円

肉用牛の売却による事業（農業）所得の課税の特例の適用がある方の記載例